

東大阪市告示第 101 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により次の者に東大阪市花園中央公園特定公園の使用料及び占用料の徴収並びに使用料及び占用料の還付金の支出に関する事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 16 日

東大阪市長 野 田 義 和

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

東大阪花園活性化マネジメント共同体

代表企業

東大阪市下小阪二丁目 9 番 17 号

HOS 株式会社

代表取締役 山澤 正之

構成企業

東大阪市永和二丁目 8 番 28 号 東大阪商工会議所 別館 1 階

株式会社 F.C. 大阪

代表取締役 近藤 祐輔

構成企業

東大阪市下小阪二丁目 9 番 17 号

天正株式会社

代表取締役 山澤 正之

2 委託した公金事務に係る歳入等の種類

東大阪市都市公園条例（昭和 42 年東大阪市条例第 56 号）第 10 条第 1 項に規定する使用料及び占用料並びに第 13 条に規定する使用料及び占用料の還付金

3 指定をした日及び委託をした日

指定日 令和8年4月1日

委託日 令和8年4月1日

4 委託した期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 徴収及び支出の方法

公園使用許可書、公園使用又は占用許可書及び領収証書による

6 徴収に使用する領収印

